

議会の委任による専決処分の報告  
(仮称世田谷区立松原複合施設整備工事)

- 1 契約件名 仮称世田谷区立松原複合施設整備工事
- 2 相手方 東京都世田谷区羽根木二丁目18番6号  
協栄・高野建設共同企業体  
代表者 東京都世田谷区羽根木二丁目18番6号  
株式会社協栄組  
代表者 五十嵐一洋  
構成員 東京都世田谷区松原五丁目41番7号  
高野建設株式会社  
代表者 高野年弘
- 3 契約金額 既定金額 1,001,000,000円  
変更金額 1,055,593,000円
- 4 工期 令和4年3月15日
- 5 変更理由 ①工事着手後、地中障害物が発見され、撤去工事が必要となったため。  
②工事着手後、建設発生土の運搬処分について、一部発生土の含水率が高いこと等により費用が増加したため。  
③新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、感染対策品の購入や事務所の増設が必要となったため。
- 6 専決処分日 令和3年12月9日